

昭和二十三年総理府令第二十九号

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則を次のように定める。

(審査予定裁判官に関する通知事項)

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号。以下「令」という。)第一条に規定する総務省令で定める事項は、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号。以下「法」という。)別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の法第一条に規定する裁判官(以下「裁判官」という。)を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めるときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

(審査に付される裁判官に関する通知事項)

第二条 令第三条第四号に規定する総務省令で定める事項は、法別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めるときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

(投票録、開票録、審査分会録及び審査録の調製)

第三条 法第一条に規定する審査(以下「審査」という。)の投票録、審査の開票録、審査分会録及び審査録は、別記様式に準じて調製しなければならない。

(投票及び開票に関するその他の事項)

第四条 法及び令並びにこれらに基づく命令に規定するもののほか、審査の投票については、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による。

(裁判官の氏名等の掲示における掲示事項)

第五条 令第十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、令第十八条第六号に規定する裁判官の氏名等の掲示に掲載する審査に付される裁判官の中に氏名及び令第一条に規定する任命年月日(以下この条において「任命年月日」という。)が同一である者が二人以上ある場合において、当該氏名及び任命年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項とする。

附 則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十七年八月二十六日総理府令第五六号) 抄

1 この府令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年四月二十二日総理府令第三〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月十一日自治省令第七号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

7 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十八年一月二十四日自治省令第二七号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日前にその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年四月二十四日自治省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一月二十五日自治省令第四一号) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行する。

8 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年一月三〇日自治省令第一号) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成九年法律第二百二十七号)の施行の日(平成十年六月一日)から施行する。

5 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年九月十四日自治省令第四四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二五年七月二十四日総務省令第一〇〇号) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十九号)の施行の日(平成十五年十二月一日)から施行する。

この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十九号)の施行の日(平成十五年十二月一日)から施行する。

(開票録様式)

何年何月何日
執行

最高裁判所裁判官国民審査開票所開票録

何開票区

1 開票所開設場所	何市(区)役所	(何町村役場)	(何の場所)		
2 開票立会人	党	派氏	名		
衆議院小選挙区 選出議員の選挙 における開票立 (1) 会人で審査にお ける開票立会人 となつた者					
開票管理者の選 (2) 任した者					
3 開票所開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開始	何年何月何日 午前(後)何時何分閉鎖			
4 拒否の決定等を受 けた投票	受	理	不 受 理		
5 開票の結果					
(1)投票の内訳	投票総数	有効投票		無効投票	無効投票率
	総数	国民審査法第22条第2項の規 定の適用を受けたもの	国民審査法施行令第9条第2 項の規定の適用を受けたもの		%
罷免を可とする 投票の数、罷免 (2) 票の数及び記載 を無効とされた ものの数	氏	名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたものの数
(3)無効投票の内訳	点字投票以外の投票	所定の用紙を用いないもの	×の記号以外の事項を記載したもの		審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が1人の場合、×の記号を自ら記載したものでないもの(審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が2人以上の場合、そのすべてについて記載を無効とされたもの)
	点字投票	所定の用紙を用いないもの	審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの	審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの	審査に付される裁判官が1人の場合、その者の氏名を自書しないもの(審査に付される裁判官が2人以上の場合、そのすべてについて記載を無効とされたもの)
(4)点字投票	票				
6 開票事務従事者	総数何人	1 市区町村選挙管理委員会書記	2 市区町村の職員	3 その他の者	何人 何人 何人

何年何月何日調製

開票管理者(職) 氏名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人 氏名

開票立会人 氏名

開票立会人 氏名

備考

- 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が1人の場合にあつては、「記載無効」に関する該当欄は斜線を引くものとする。
- 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が2人以上の場合、これらの者のすべてについて最高裁判所裁判官国民審査法第22条第2項の規定の適用を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。
- 審査に付される裁判官が2人以上の場合、これらの者のすべてについて最高裁判所裁判官国民審査法施行令第9条第2項の規定の適用を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。
- この様式に掲げる事項のほか、開票管理者において、開票に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

何年何月何日
執 行

最高裁判所裁判官国民審査分会録

何審査分会

1	審査分会場開設場所	都（何道府県）				庁	（何の場所）	
2	審査分会立会人	党派	氏名	選任年月日	参会時刻	選任の事由		
1	(1) あらかじめ選任された者					/		
2	(2) 臨時に選任された者							
3	審査分会開閉時刻	何年何月何日			何年何月何日			
		午前（後）何時何分開会			午前（後）何時何分開会			
4	審査の結果							
(1)	投票の内訳	投票総数	有効投票			無効投票	無効投票率	
			総数	国民審査法第 22 条第 2 項又は同法施行令第 9 条第 2 項の規定の適用を受けたもの				
							%	
(2)	罷免を可とする投票の数、罷免を可としない投票の数及び記載を無効とされたものの数	氏名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたものの数			
5	選挙人名簿に登録されている者の総数							何人
6	審査分会事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人		
					2 市区町村の職員	何人		
					3 その他の者	何人		

何年何月何日調製

審査分会長（職） 氏 名

我々は、この審査分会録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査分会立会人 氏 名

審査分会立会人 氏 名

審査分会立会人 氏 名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査分会長において、審査分会に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

何年何月何日
開 会

最高裁判所裁判官国民審査審査録

1 審査会開設場所		何 の 場 所				
2 審査立会人	党派	氏 名	選 任 年 月 日	参会時刻	選任の事由	
(1) あらかじめ選 任された者						
(2) 臨時に選任さ れた者						
3 審査会開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開会		何年何月何日 午前(後)何時何分閉会			
4 審査の結果						
(1) 投票の内訳	投票総数		有効投票		無効投票	
					無効投票率 %	
(2) 選挙人名簿に 登録されてい る者の総数及 びその百分 一の数	総 数		総数の百分の一の数			
(3) 罷免を可とす る投票の数及 び罷免を可と しない投票の 数	氏 名	罷免を可と する投票 票		罷免を可とし ない投票 票		
		計		計		
(4) 罷免をされな いものと決定 した裁判官	(氏 名) (氏 名) (氏 名) (氏 名)					
(5) 罷免をされる ものと決定し た裁判官	(氏 名) (氏 名) (氏 名)					
5 審査会事務従事 者	総数	何人	内	1 総務省の職員	何人	2 その他の者 何人

何年何月何日調製

審査長(職) 氏 名

我々は、この審査録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査立会人 氏 名

審査立会人 氏 名

審査立会人 氏 名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査長において、審査会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。